

LEC東京リーガルマインド大学大学院学則

LEC東京リーガルマインド大学大学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、LEC東京リーガルマインド大学学則第3条第2項の規定に基づき、LEC東京リーガルマインド大学大学院（以下、「本大学院」という。）における専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下「専門職学位課程」という。）の教育研究に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(自己点検・評価等)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動、組織、運営、施設及び設備等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況や教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を、一定期間ごとに恒常的に受けるものとする。

(研究科、専攻及び収容定員)

第4条 本大学院に専門職学位課程として置く研究科、専攻及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
高度専門職研究科	会計専門職専攻	60人	120人

(専攻における人材の養成に関する目的)

第4条の2 高度専門職研究科会計専門職専攻は、経済のグローバル化・情報化に即して、職業倫理観を兼ね備え、国の内外の会計基準や税務に精通し、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することを目的とする。

(修業年限及び最長在学年限)

第5条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有するなどの事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨申し出た者に対しては、その履修を5年まで認めることができる。

3 専門職学位課程における在学年限は、5年を超えることができない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。但し、前期の終了日及び後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

(1) 夏季休業 8月初旬から9月下旬の間の約1か月間

(2) 冬季休業 年末年始の7日程度

(3) 春季休業 2月中旬から4月初旬

2 上記休業期間中に、集中授業を設定することがある。

3 日程の詳細は、学年の始めに学長が定める。

4 必要ある場合、学長は第1項の休業日を臨時に変更することができる。

5 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 研究科長及び研究科委員会

(研究科長)

第9条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の校務をつかさどり、研究科委員会を招集し、その議長をつとめる。

- 3 研究科長は、学長が任命する。
- 4 研究科長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 研究科長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 6 学長は、研究科長が任期満了前に辞任し又は欠員となった場合は、1月以内に後任者を任命しなければならない。

(副研究科長)

第9条の2 本大学院の研究科に副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。
- 3 副研究科長は、研究科長の指名により、学長が任命する。
- 4 副研究科長の任期は、1年とする。但し、研究科長の任期の範囲内とする。
- 5 副研究科長の再任は妨げない。

(研究科委員会)

第10条 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長と本大学院の専任教授をもって組織し、必要と認められれば専任准教授、専任講師及び専任助教並びに兼任講師等を参加させることができる。
- 3 研究科委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (3) その他、研究科の教育または研究に関する重要事項
- 4 研究科委員会の運営方法等については、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第11条 本大学院においては、第2条及び第4条の2に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数)

第12条 本大学院の専攻において開設される一の授業科目については、同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の内容等)

第13条 本大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、又は双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(授業科目の種類、単位数、履修方法等)

- 第14条** 本大学院は、本大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）に対して、授業内容及び方法、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。
- 2 授業科目の種類、単位数については、別表に定める。履修方法については、別に定めるところによる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条 本大学院は授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(試験)

第16条 履修した授業科目については、試験を行い学業成績を考査する。

(学修評価、単位授与)

- 第17条** 学修の評価はS、A、B、C、Fの5段階をもって表し、このうちS、A、B、Cを合格とする。Fを不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格又は不合格のみによる評価とすることがある。
- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
 - 3 学修の評価については、客観性及び厳格性の確保のため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
 - 4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修できる単位数の上限を34単位とする。

(他大学院における授業科目の履修)

第18条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては前条第1項第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

第5章 卒業・学位の取得

(専門職学位課程の修了要件)

第20条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して44単位以上を修得することとする。修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院で行う論文審査及び最終試験に合格することとする。

(在学期間の短縮)

第21条 研究科は、第5条第1項の規定にかかわらず、第19条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認める時は、当該単位数、その修

得に要した期間その他を勘案して、本大学院の専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。但し、この場合においても本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第22条 前2条の要件を満たした者には、次のとおりの学位を授与する。

高度専門職研究科 会計修士(専門職)

第22条の2 学位およびその授与に関しては、本章のほか、LEC東京リーガルマインド大学大学院学位規則の定めるところによる。

第6章 入学・転学・留学・休学・退学・賞罰

(入学の時期)

第23条 入学の時期は学年の始めとする。

但し、研究科が認めた者を後期から入学させることができる。

(入学資格)

第24条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育の授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項第3号の規定に基づき文部大臣が指定した者
- (5) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 研究科の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科において認めた者で、22歳に達した者
- (7) 本学の大学院において、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

(入学願)

第25条 本大学院の入学志願者は、所定の入学願書に当該研究科の定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学審査)

第26条 入学者の選抜は、入学志願者につき、次の各号の範囲内において、研究科の定めるところにより行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接
- (3) 出身大学の学業成績

2 前項1号及び3号に関しては、公認会計士試験短答式試験合格者又はそれと同等の学力を持つと本大学院が判断した者についてはこれを免除する。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の入学志願者のうち本学学部卒業者については、専攻別受入予定人員の半数以内に限り別途選抜を行い入学させることができる。

4 前項の選抜の方法は、研究科で定める。

(入学者の決定)

第27条 入学者の決定は、研究科において行う。

(転入学)

第28条 本大学院に他の大学院から転入学、又は本大学院を正当な理由で退学し再入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第29条 他の大学院に転学を志願する者は、学生部長に申し出て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第30条 本大学院の学生で1年以上在学した者が、大学の大学院またはこれに相当する高等教育機関（以下「大学院等」という）への留学を願い出た場合に、それが教育上有益と認められる場合は、以下の条件で許可することがある。

- (1) 留学の期間は4年を限度とする。
- (2) 留学期間のうち、第5条第2条の修業年限に算入することのできる期間は1年以内の期間とする。

(休学)

第31条 病気などのやむを得ない理由により、継続して3ヶ月間以上修学することができない者は、学生部長に願い出て学長の許可により休学することができる。

2 病気を理由とする休学の届出は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第32条 休学期間は1年以内とする。但し特段の事情がある者はさらにもう1年の期間延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない

3 休学期間は、第5条第4項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第33条 休学の状況にあった者が復学を希望する場合は、学生部長に願い出て復学の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(退学)

第34条 退学する者は、その理由を明記し、保証人の連署の上、学生部長に願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 以下の事由に該当する者は、除籍することができる。

- (1) 第5条第4項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第32条第2項に規定する休学の期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠った者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

(表彰)

第36条 人物、学業が優秀な者、又は学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第37条 本大学院の規則に違反し、又学生の本分に背く行為のあった者は、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。

(懲戒による退学)

第38条 前条第2項の退学は、次の各項のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないものと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくて、出席常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生

(科目等履修生)

第39条 本大学院において1または複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院の学生(外国の大学院等の学生を含む。)で本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議の上、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

- 2 特別聴講学生の授業料等は、当該大学院との協議によってこれを定める。
- 3 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 外国人で本大学院に入学を希望する者があるときは、定員外とし、選考のうえ、外国人留学生としてこれを許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 学費等納付金

(学費等納付金)

第42条 入学検定料、入学金及び授業料等は次の通りとする。

- (1) 入学検定料 32,000円
- (2) 入学金 300,000円

(3) 授業料 1,000,000円

(4) 教育充実費 200,000円

- 2 前項の納付金のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 納付金に関する必要な手続きについては別に定める規定による。

第9章 準用・改廃

(準用)

第43条 本規定に定めのない事項については、大学規則の規定を準用する。

(改廃)

第44条 本規定の改廃は、学長が行う。

附則(2007年12月19日改訂)

第1条 第9条第4項の規定に基づき、任期を定めて就任する最初の研究科長の任期は、同条項の規定にかかわらず、就任後1年以内に終了する学年の最終日までとする。

第2条 本学則は、2008年4月1日より施行する。ただし、第14条第2項、第20条第2文、第22条の2は、2007年4月1日から適用する。

附則(2009年3月25日改訂)

第1条 本学則は、改訂の日より施行する。

第2条 前条にかかわらず、第17条第4項及び第20条は、2009年度以降に入学する学生に対して適用し、2008年度以前に入学した学生に対しては、本改訂前の次の条項を適用する。

本改訂前の条項(2008年5月22日改訂)

(学修評価、単位授与)

第17条

- 4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修できる単位数の上限を30単位とする。

(専門職学位課程の修了要件)

第20条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修

して38単位以上を修得することとする。ただし、修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院で行う論文審査及び最終試験に合格することとする。

附則（2010年3月18日改訂）
本学則は、改訂の日より施行する。

附則（2010年6月24日改訂）
本学則は、改訂の日より施行する。

制定 2004年11月30日
改訂 2006年3月31日
2006年8月22日
2006年12月14日
2007年4月5日
2007年12月19日
2008年5月22日
2009年3月25日
2010年3月18日
2010年6月24日

OLEC東京リーガルマインド大学大学院 学位規則

（趣旨）

第1条 本規則は、LEC東京リーガルマインド大学大学院 学則に基づき、LEC東京リーガルマインド大学大学院（以下、「本大学院」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本大学院において授与する学位は、会計修士（専門職）とする。

（学位授与の要件）

第3条 会計修士（専門職）学位は、本大学院学則第20条および第21条により、本大学院において専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位授与の決定）

第4条 学長は、研究科委員会の議を経て、学位を授与

すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

（学位の取消）

第5条 会計修士（専門職）を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、学長は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする

- （1）不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき
- （2）名誉を汚す行為があったとき

（学位記の再交付）

第6条 学位記は、やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほかは再交付をしない。

2 再交付を受けようとする者は、所定の手続きを経て学長に願い出るものとする。

（改廃）

第7条 本規則の改廃は、学長が行う。

附則（2007年11月28日 制定）

第1条 本規則は、制定の日から施行し、2007年4月1日から適用する。